

目 次

告 示

ページ

10 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正・・・ 2

正 誤

令和 5 年 3 月 31 日付け新潟県市町村総合事務組合規則第 16 号（押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則）中 …………… 3

新潟県市町村総合事務組合告示第10号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和5年6月17日から実施した。

令和5年7月3日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

改正後			改正前		
2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務			2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務		
(1) 総括店 (略)			(1) 総括店 (略)		
(2) 収納代理金融機関			(2) 収納代理金融機関		
公金の出納所轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	公金の出納所轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)
新潟市事務所	(略)	(略) 〃 坂井輪支店 〃 <u>にいがた西支店</u> 〃 中野小屋支店 〃 新津支店 (略)	新潟市事務所	(略)	(略) 〃 坂井輪支店 〃 <u>赤塚支店</u> 〃 中野小屋支店 〃 <u>内野町支店</u> 〃 <u>小針出張所</u> 〃 新津支店 (略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

正 誤

令和5年3月31日付け新潟県市町村総合事務組合規則第16号（押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則）中

ページ	行	誤	正
81	1	加え、〔所属組合市町村等の長の記載心得〕の <u>1</u> 中「に印を押した上」を「を」に改め、	加え、〔所属組合市町村等の長の記載心得〕中「に印を押した上」を「を」に改め、